

令和5年

行財政改革特別委員会会議録

とき 令和5年11月29日

品川区議会

令和5年 品川区議会行財政改革特別委員会

日 時 令和5年11月29日（水） 午前10時00分～午前11時51分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員	委員長	この 孝子 君	副委員長	せ お 麻里 君
	委員	高橋 伸明 君	委員	えのした 正人 君
	委員	まつざわ 和昌 君	委員	塚本 よしひろ 君
	委員	あくつ 広王 君	委員	松永 よしひろ 君
	委員	山本 やすゆき 君	委員	石田 ちひろ 君
	委員	松本 ときひろ 君		

欠席委員	委員	中塚 亮 君	委員	筒井 ようすけ 君
------	----	--------	----	-----------

出席説明員	久保田 企画部長	佐藤 企画課長
	吉岡 政策推進担当課長	遠藤 財政課長
	横田 情報推進課長	河西 情報戦略担当課長
	堀越 総務部長	勝亦 総務課長

○午前10時00分開会

○この委員長

ただいまから、行財政改革特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、特定事件調査およびその他を予定しております。

本日は議題に関連して、政策推進担当課長、情報推進課長および情報戦略担当課長にご同席いただいておりますので、ご案内いたします。

なお、中塚委員、筒井委員は、本日欠席とのご連絡をいただいております。

本日も効率的な委員会運営に、ご協力をよろしく願いいたします。

本日は、2名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 特定事件調査

(1) 新庁舎等に関する事

○この委員長

それでは、予定表1の特定事件調査を議題に供します。

初めに、(1)新庁舎等に関する事について、取り上げます。

本日は、新庁舎等に関する事のうち、公有地の活用についての調査を行います。

理事者より、旧荏原第四中学校跡地活用方針（素案）に係るパブリックコメントの実施について、ご説明をいただきます。その後、委員の皆様にはご意見・ご提案等をいただいて、活発な議論をしていただければと考えております。

それでは、理事者よりご説明をお願いいたします。

○吉岡政策推進担当課長

それでは、私のほうから、新庁舎等に関する事のうち、公用地の活用というところで、「旧荏原第四中学校跡地活用方針（素案）」に係るパブリックコメントの実施について、ご説明をいたします。

まず、A4の資料をご覧くださいてもよろしいでしょうか。資料の1番、方針策定の目的でございます。旧荏原第四中学校につきましても、跡地を有効活用し、これからも地域の方、多くの区民の方に愛される施設を作っていくため、旧荏原第四中学校跡地活用方針策定委員会を設置いたしまして、施設のコンセプトや導入機能といった活用方法について、審議を重ねてきたところでございます。今後の様々な要因による社会構造や経済構造の変化、そして災害に対する区民の安全性などを念頭に置きまして、新たな魅力が創出されるよう、旧荏原第四中学校跡地活用方針を策定するものでございます。

項番2の方針の素案でございますけれども、本日資料として、素案の概要と本体をつけさせていただいておりますが、資料1の活用方針（素案）の概要版を用いて、素案の内容をご説明させていただきたいと思っております。恐れ入りますが、A3の資料1をご覧くださいてもよろしいでしょうか。

初めに、項番1でございますけれども、背景・目的といたしまして、跡地活用方針策定委員会では、各委員の皆様が様々な立場から自由な意見を出し合って、多角的な視点で活用方針の検討がなされてきたところでございます。これらの検討結果をまとめた方針の素案につきましても、パブリックコメントを実施し、区民の皆様の意見を広く聴取してまいるところでございます。

次にその下、項番2の策定委員会から提案された活用方針のコンセプトでございます。1つ目が災害時における防災拠点としての役割を果たす、安全安心を支える場。2つ目が多様な人々が一緒に学び、

交流を育む、みんなの学びの場。3つ目が学びや交流を通して助け合いの輪を広げる、誰も取りこぼさない助け合いの場。4つ目が趣味やスポーツを通じて交流を育む、豊かな心と体の健康を育む場。これらをまとめて四角の中にございます、多様な人々が集い・学び・助け合い・心と体の健康を育む交流拠点として、策定委員会において取りまとめたところをございます。

次に、その右側になります項番3番をございますけれども、多様な人々の交流拠点とするために重視する観点を記載してございます。1つ目は、誰もが参加しやすく活躍ができる場として、インクルーシブ。2つ目は、家・学校・職場等以外で居心地よく過ごせる場として、サードプレイス。3つ目は、人と人との新たな出会いを創出する場として、ネットワーキング。これら3つの観点を重視した交流拠点としていくというものでございます。

次のページをご覧ください。項番4の施設整備の方向性をございます。方向性の1つ目をございます。施設コンセプトである「みんなの学びの場」。こちら、図書スペースを中心とした交流拠点。右側をございますけれども、方向性の2つ目。こちら先ほどご説明いたしました3つの観点を支えるための、表にあるとおりハード面・ソフト面、それぞれの視点に対応したしつらえ。方向性の3つ目をございますけれども、平常時と災害時のフレキシブルな運用ができる、右の図のような屋外と屋内を一体的に活用できるようなしつらえ。これらを方向性としてまとめたところをございます。

次に、その下、項番5をございますけれども、こちらが策定委員会が提案する施設一覧をございます。屋外と屋内に分けて記載をしておりますけれども、屋外では、施設の屋上緑化、ビオトープ、マイガーデン、グラウンド。屋内では、図書スペース、障害者の就労支援、多目的ホールやスペース、体育館、ラウンジやカフェ、適応指導教室、区民交流スペースをございます。

方針素案の概要の説明は、以上をございます。

恐れ入りますが、最初のA4の資料のほうに戻っていただいてもよろしいでしょうか。項番3のパブリックコメントの実施をございますけれども、12月1日から28日の期間で実施をいたします。閲覧場所、また、意見募集方法につきましては、資料のとおりをございます。

次に、項番4のスケジュールをございますけれども、7月から11月の間に、策定委員会を3回開催いたしました。来月12月には先ほど申し上げたとおり、パブリックコメントの実施をいたしまして、そちらに合わせまして、旧荏原第四中学校にて、オープンハウス方式での説明会を3回開催させていただきます。年が明けまして、2月には第4回の策定委員会。こちらのほうでパブリックコメントの実施結果を踏まえまして、方針案を取りまとめ、区長へ答申いただくご予定をございます。そして3月にはパブリックコメントの公表、活用方針案の住民説明会を経まして、跡地活用方針を策定する予定をございます。

当初の予定どおり、次年度はこの策定した方針を具体化するということで基本計画を策定してまいります。

○こんの委員長

説明が終わりました。

それでは、本件につきまして、ご質疑、ご意見、ご提案等がございましたら、ご発言願います。

○山本委員

ご説明ありがとうございました。この荏原第四中学校跡地については、この長い歴史の中でご説明のとおり、地域の方に愛されてきた場所ということで、ぜひ地域の皆さんのために有効な建物を建てていただきたいと思います。

今、お聞きして、とてもいい進め方をさせていただいていると感じました。その中で、施設のところとスケジュールのところそれぞれお聞きしたいと思っております。策定委員会から提案された、多様な人々が集い・学び・助け合い・心と体の健康を育む交流拠点というコンセプトがとてもいいなと思えました。そして、インクルーシブ、サードプレイス、ネットワークング。いずれもとてもいいなと思ひまして、ぜひこういったことで実現に向けて進めていただきたいなと思っております。

というところで、提案する施設一覧のところ具体的な施設を書きいただいておりますが、屋上緑化、ビオトープ、マイガーデン、グラウンド、いいですね。屋内施設の図書スペース、体育館、障害者の就労支援。これも大事ですね。ラウンジ、カフェ、多目的スペース、適応指導教室、区民交流スペース。いずれもあったらいいなと思うところがございます。

ご質問になるのですけれども、具体的にこの施設というのは、策定委員会の中でどのようにこういったものを上げようというふうに決まったのかというところを教えてくださいたいというのが1つと、それから、今後のプロセスです。話は少し飛ぶのですが、答申をされた後、区のほうでご検討を進めるのかというものが、現状の中でお答えいただけるのであれば教えてくださいたい。

その中で、この施設一覧を策定委員会から提案いただいているのですが、全て盛り込めるものなのかどうかというところが気になったところです。容積の問題などもあると思いますので、全て盛り込めるのか。今後次第だと思うのですけれども、そういったお考えがあれば、お聞かせいただきたいと。

その中でも、優先順位がもしあるようであれば、もしくは策定委員会の中でそういったものが示されているのであればそれも教えてくださいたいというところがございます。施設のところはそのようなところがございます。災害時に対してフレキシブルに使えるというようなお話もとてもよいと思っております。

あと、スケジュールのところなのですけれども、今後パブリックコメントを実施していくと。区民の皆様のお意見をお聞きするというすごく大事なことだと思っておりますが、このパブリックコメントを12月に実施した後、このコメントはどのように答申などに反映されるのでしょうかというところがございます。

スケジュールを見ますと、12月にパブリックコメントの実施と活用方針の素案説明会。オープンハウス方式でやって、ここで区民の皆様のお声を広くお聞きするのだと思うのですけれども、その後もう来年の2月に策定委員会の開催があって、同時にこの方針案の答申がなされるということですので、その答申案というのはもうこの委員会であらかじめ作られていて、その場で中身の協議までするのはなかなか難しいのではないかと想像いたしましたので、パブリックコメントで区民の方の意見がいろいろと新たに出てきたときに、それをその答申案にどのように反映するお考えなのかというところをお聞かせいただければと思います。

○吉岡政策推進担当課長

順不同で私のほうから回答させていただきます。

まず、ボリュームが足りるのかというところ。これは策定委員会のほうでもご意見があったところがございますけれども、こちらの敷地面積が8,000㎡ほどあるというところで、非常に大きい敷地でございます。今回の委員の方からご提案いただいている施設一覧というところもでございますけれども、こういった部分を少し調整することで、全て、今のところは入れられることができるのかなというふうにご考えているところがございます。

なぜこの施設になったのかというところなのですけれども、ワークショップ、5月に開催したのもそ

うですし、この策定委員会でもそうなのですが、こういった施設にしたいかというところで具体的に施設名を先に上げていただいたというわけではなくて、こういった施設で達成したりだとかこういった目的で、コンセプトで作ろうといったところでいただきまして、その中で、こういった満たすものはこういう施設ですかというところで上げて、それで皆さんから固めさせていただいたというような経緯がございます。

スケジュールに関しましてですけれども、12月にパブリックコメントをやらせていただいて、その後皆さんからしっかりしたご意見をいただきながら、まず、これが反映に資するかどうかというところも委員会のほうできちんと検討させていただいて、2月の答申のところ到现在のところに合うかなというふうな考え方で進めさせていただいているところでございます。

○山本委員

ご回答ありがとうございます。こういった施設かというところで具体的な施設を上げるということではなく、こういった施設があったらいいという考え方で、こういったプロセスから結論に至ったということと理解いたしました。よいなと思いました。

ボリュームについてもありがとうございます。こういった広い場所ということで、これは全て入るように、ぜひ進めさせていただきたいなと思っております。

パブリックコメントのところですが、委員会の開催は、その後ないなと思っている中ですが、ご反映いただけるということなので、そこはこれから出てくる区民の皆様の意見をぜひ酌んで進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○この委員長

ほかに。

○あくつ委員

ありがとうございます。素案のほうも拝見させていただきまして、すごく斬新だなといいますか、全然思っていた感じと違う形で、本当にフリーな発想の下で生まれた、私的にはすごくウェルカムな非常にすばらしい素案だなというのがまず第1印象でした。

特にアール・ブリュットの展示とかこういったことも明確に書かれているということで、あとは障害のある方の就労であるとか、また、そういったことも書かれているということで、非常にすばらしいなと思ったのですが、今回のメインコンセプトである図書のことについてまずお伺いをしたいのですが、素案のほうを拝見いたしますと、素案の17ページ。みんなの学びの場というところ。ここを見ると、図書機能を中心としたコミュニティスペースやコミュニティカフェ。図書機能を持ったスペース・イベントができるスペースを整備し、地域のにぎわい創出と書いてあります。また、19ページには図書館機能というふうに書いてあるのです。この図書機能と図書館機能はどう違うのかという、まず言葉の説明から教えてください。

○吉岡政策推進担当課長

ご紹介いただいた17ページの図書機能というのは、いわゆる書籍ですとかそういったものを配架して、こういった広場といいますか、ゾーニングを考えていくようなイメージで図書機能というような形でつけさせていただいております。

19ページの図書館機能というところに入れさせていただいたのですが、図書館というのが、そういう施設というような位置づけで言葉を、一旦こういった使い分けをさせていただいているのですが、今回パブリックコメントも経まして、そういった分かりづらい表記というところは、また統一する

かどうか検討させていただきたいと思います。

○あくつ委員

私も10月に、この委員の中にもいらっしやいますけれども、全国都市問題会議というものに議会の派遣で行って視察をしてまいりました。青森県八戸市へ行ってきて、八戸市の大きな政策の1つとして「本のまち八戸」ということで、八戸市ブックセンターという本屋を市が経営しているのです。それを1つ政策に大きく取り入れて、コンセプトも基本方針の中に入れて、いわゆる閲覧スペース等も提供しながら本屋もやっていて、いろいろなイベントも開催しているというところを拝見して、なかなかすごく斬新だなと。町の中心部にそういうものがあるのですけれども、非常にそういうもので本を読む人を増やしていこうみたいなそういう取組もされていました。

ここでおっしゃっている図書というところなのですからけれども、まずそれが、すごくいいコンセプトだと思うのですが、今までの品川区の基本構想であるとか、そういったところの中でどう位置づけられるのか。まちづくりのビジョンのところは先ほど拝見しましたが、特にそういういわゆる文教的な教育のところとか、本を読む人を増やそうみたいな話は特になかったと思うのですけれども、そこは要するに図書館がないから、図書館をここに造りたいという意味なのか、それとも本を読むということを通じて、何かを達成したいということなのか。それが区のほうの大きな全体的な構想の中でどういう位置づけになるのかということが1つ。

それと、ここは別に本を販売するところではなくて、恐らく書籍を配架するというお話でしたけれども、そこで本を読んでもらうということを通じていろいろなイベントをするということなのだと思うのですが、これはどこが所管をするのかというところで、この策定委員会には教育次長も入っていましたが、これはいろいろなコンセプトがあるわけですね。障害とか。それは何か指定管理のようなものをして、指定管理者が全部を見るという形なのか、それとも図書館機能というところでそれは教育委員会があくまで責任を持ってそこはやりますよということなのか、司書の配置をどうするのかとか、いろいろな話が出てくると思うのですが、その辺りはどのようなお考えなのか、現在のところ、決まっていることを教えてください。

○吉岡政策推進担当課長

こちらの図書スペースの件なのですけれども、区のほうは上位計画ですとか行政需要。あとは近隣の老朽施設、そういったものは指し示したところではございますが、どちらかというところ、こちらワークショップですとか策定委員会のほうで、こういった図書機能を有したいというようなご意見を多数いただいたというところがございます。

従来型の図書館ですと、本がたくさん並べてあってということなのですからけれども、昨今こういった図書館というのが、本は置いてあるのですが、こういったスペースも多く有しまして、本を介して教育、学びもできるし、交流もできるというようなところの施設がはやっていると申しますか、トレンドであるといったところがございます。そういったところから、策定委員会の委員の皆様からも、こういった意見をいただいたというところがございます。

委員おっしゃるとおり、この施設、かなり多岐にわたる複合施設という形になりますので、運用形態につきましては、次年度、計画の策定を進める中で検討していく形にはなりますけれども、できる限り民間の活力も活用しながら運営していくべきだというふうに捉えているところでございます。

○あくつ委員

まず最初に言葉のことを質問させていただいて、図書館機能と図書機能というものの違いという、先

ほど最初に聞きましたけれども、そうすると、地域ニーズとしては図書館というよりは、今のご説明だと図書機能といいますか、スペース的なもの、本に親しむスペース。図書館もそもそもそうなのですけども、本をずらっと並べるのではなくて、いわゆる先ほど私が八戸市の例を紹介しましたが、そういうイメージだということでもいいのかどうかということが1つです。

それと、そういうふうになってくると、多岐にわたる、スポーツも入っている、いわゆる障害も入っている、防災も入っているというところで、品川区にあまり例を見ないような複合施設になってくるのかなと思うのですけれども、こういうところに関しては、これから何か検討していくというのはもうここで素案が出たというところで、策定委員会の役目を終わって、これは庁内のほうで検討していくという、こういうことになるのでしょうか。

○吉岡政策推進担当課長

こちらの図書機能というところなのですけども、委員からご紹介があった八戸市もそうですし、あとは武蔵野市にある武蔵野プレイスだとか、そういったところが類似事例というようなイメージを持っていただいているのかなというふうに思っております。こちらにつきまして、策定委員会のほうもこういった類似の施設を例に出しながら、委員の皆様にもご覧いただいて、こういう感じだねというような認識を、感想をいただいたというところでございます。

○あくつ委員

分かりにくかったかもしれないのですけれども、もうこれで一応策定委員会の役割としては終了ということでもいいのかどうかというところで、ここから先、いわゆる運営を誰がやる。先ほどできるだけ民間の活用をされていきたいというご答弁があったのですけれども、これから先はもう庁内でどんどん進んでいくということになるのですか。もう一つ言ってしまうと、その途中で議会への報告があるのかどうかということも含めて、我々が何か意見を言える場があるのかということも含めて質問させていただきました。もう一度お願いします。

○吉岡政策推進担当課長

大変失礼いたしました。今年度は多くの方、区民の方、あるいは地域の方に入っていただく委員会という形式で行いましたけれども、次年度はどちらかという、庁内の検討会議というのも多く重ねる予定でございます。その中でも外部の有識者の方にお話を聞かせていただいたり、あるいは今年度のように、区民の方にお声を聞く機会、そういったものも設けさせていただきたいと思っております。当然ながら、計画策定に向けて、議会のほうにも適宜適切に報告させていただきたいと考えてございます。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○えのした委員

ご説明ありがとうございました。本当に複合施設、多岐にわたる取組で、私も拝見させていただきました。できるのかなと思いつつも、敷地面積が8,472.69㎡ですか。これだけ広さがあると、可能ということで安心しております。

今、あくつ委員からもお話がありましたが、我が会派でも北海道石狩市民図書館のほうに視察に行ってきたのですけれども、これは図書館ではあるのですが、その図書館をハブとして、市民の方がそこでいろいろなワークショップですとか、スペースを使って触れ合いができるというところで、今そういうものが、トレンド、はやっているのかなというふうに思うので、そちらのほうは図書機能ということで理解いたしました。

あと、このパブリックコメントの実施。先日ほかの委員会では少し難しい。パブリックコメントだとしても意見が少ないという話もあったのですが、こちらは本当に多くの方に注目されて、地元に基づいて愛される区民のスペースなので、多くお声が寄せられることを期待します。オープンハウス方式の開催の日にちが12月8日・9日・14日の3日間出ていますが、これは、どちらの場所でやるのかというのが示されていないので、そこをお伺いさせていただけますでしょうか。

○吉岡政策推進担当課長

オープンハウス型の説明会の実施場所でございますけれども、旧荏原第四中学校の集会室のほうで、3日間行わせていただきます。

○えのした委員

ありがとうございます。新庁舎のときには区内全域ということでしたが、これはもうこちら1か所だけということですね。承知いたしました。

本当に12月、もう年末1か月の中で、パブリックコメント、なかなか皆さん区民の方もお忙しいと思うのですが、本当に多くのお声を頂戴して、私も先日の一般質問でも質問させていただきましたが、様々な交流によって災害時の助け合いの輪が広がるという他の自治体の取組なども随分入っていますので、単に避難場所というものではなくて、防災の拠点となるような施設になっていくように、今後も期待して、要望として終わらせていただきます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○石田（ち）委員

旧荏原第四中学校跡地活用方針策定委員会で、この資料も読ませていただきながら、この策定委員会の公開されている議事録等も見させていただいたのですが、第2回のところで副委員長が3つの点を指摘されていました。コンセプト案が薄く、どこにでもある施設になるのではないかと。盛り上げてくれる人が誰なのか。防災機能は日頃の近所付き合いを深める機能とセットで考える必要があるというふうに発言されているのですが、これが素案にどのように反映されたのか伺いたいと思います。

それと、これまで私たち共産党は特別養護老人ホームなどの増設もここに求めてきましたけれども、素案の10ページのところでも、世論調査、荏原東地区では、区内全域よりも福祉保健施設の要望が強い結果が示されているなど思いました。区内でも荏原地域は高齢者が多い地域です。特別養護老人ホームも導入施設に入れていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○吉岡政策推進担当課長

先ほど、策定委員会の中で副委員長からこういった意見があったという、どこに活かしたかというところでございますけれども、まず概要版のところのコンセプトの中に、中心部分に交流拠点という言葉をつけさせていただいております。何かの軸になるようなものが必要なのではないかというところで、こちら委員の皆様からも一致で「交流拠点がいいではないか」と。逆に、こちら交流拠点だけですと、抽象的になってしまうという部分がございます、3つの観点という形でインクルーシブ、サードプレイス、ネットワーキング。こういったものを中心に据えながらやっていこうというところで、第3回の策定委員会のほうでは、こちらのほうで進めるというようなお話をいただいたところでございます。

先ほど、特別養護老人ホームというお話がございました。素案のほうに、世論調査の結果、これはこの施設ということではなくて、荏原の地区というところで需要という形で載せさせていただいているのですが、実際にはこの施設、現在区民避難所として使われているというところもございまして、

地域の方からは、何か災害時に区民避難所として転用できるような施設というところは強いニーズであったというところで、なかなか特別養護老人ホームなどの入所施設というところが、特に意見としては上がってこなかったというようなところがございます。

○石田（ち）委員

特別養護老人ホームのところは、私も議事録等を読ませていただくと、あまり出ていないなという印象ですけれども、この地区の世論調査にしても、私たち共産党の地元区議が行った地域へのアンケートでも、「福祉施設、または特別養護老人ホーム」というのが大変大きな要望になっていましたので、高齢者施設というところも入れ込めないかなというふうに思いました。ぜひ、引き続き検討いただきたいというふうに思います。要望です。

それと、副委員長長の発言のところを少しご紹介させていただいたのですけれども、それでソフト面の部分で議論したということで、私たちも顔が見える関係をつくり出すためにはソフトの面の仕組みが大変重要だなというふうに思いますが、このソフト面についての議論はどのようなものがされたのか、もしここで言えることがあれば、お聞きしたいなと思います。

それと、あと、パブリックコメントに際して、3日間オープンハウス型説明会を実施するというところで、これはよかったなと思っています。私たちも説明会を要望してきましたけれども、区としては、説明会を実施しないというような姿勢だったのではないかと思うのですが、これは何か方針が変わったのか要望があったか伺いたいのと、住民同士がどういう要望をみんなが持っていて、お互いに知り合うという上では教室型の説明会も重要だと思うのですが、これも実施していただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○吉岡政策推進担当課長

まず、策定委員会でのソフト面での意見があったというところでございますけれども、第3回の策定委員会におきましては、ハード面というよりは、どちらかというところソフト面というところで、こういった施設、本当にコンセプトとしてはいいけれども、どうやって運営していくのか課題だね。企画力、コーディネート力、そういったものが重要になってくるとそういったご意見をいただいたところでございます。何かそれ以外の課題だとか、こうしてほしいというところは、特に第3回の策定委員会のほうでは上がってこなかったというところでございます。

オープンハウスの説明会の実施についてなのですが、何かこれは方針が変わったとか、何か要望があったというところではございません。今回この旧荏原第四中学校、非常に大きい施設になります。今回、方針の素案のところでも、複合型施設でございますので、こういった新たな試みとして、こちらの施設については、オープン型で説明会を実施したいと考えたところでございます。

○石田（ち）委員

分かりました。どちらにしても区民の意見をさらに聞いていただいて、本当に充実する、愛される施設になっていくといいなというところでは私たちも一緒に意見を上げていきたいなというふうに思っています。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○松本委員

ご説明ありがとうございました。行政需要とのところで、もちろん委員の方たちがいろいろなご意見で、こういうのがあったらいいねというところがあるのはすごく大事なことなのですけれども、一方で、

公共施設ですので、全体のことも考えないといけないと思います。図書のところなのですから、この地域は、こちらの方針素案にも書かれていますが、ゆたか図書館が近くにある。こちらには書かれてないかもしれないのですけれども、二葉の図書館もあるということで、ここは、もし仮に図書スペースというふうなことでありますが、図書館的な機能があるというふうになると、恐らく半径200mぐらいに3つの図書機能を有する施設ができてくるのではないかと思います。

そこは、例えば武蔵小山などは今図書館がないというふうに住民の方たちが言っている中で、こちらのほうのエリアで3つできてくる。この点について、もちろん策定委員の方たちの意見はあるとは思いますが、行政としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○吉岡政策推進担当課長

今回、方針の素案で図書スペースというところでお話をいただいたところでございます。今後、基本計画を策定していく中で、こういった図書スペースがどれぐらいの面積が確保できるかといったところで、今委員ご紹介のとおり図書館についても老朽化が進んでおりますので、こういった整理、考え方というのは、次年度以降していく必要があるというふうには捉えているところでございます。

○松本委員

ありがとうございます。そうすると、例えば二葉のほうは設立が1970年で、ゆたか図書館は1975年ということなので、場合によっては、この辺り将来的には統合ということも、一応視野には入らせていらっしゃるということなのではないでしょうか。

○吉岡政策推進担当課長

これからの図書館の計画、整備計画、あるいは修繕計画。そういったところも含めまして、今回の旧荏原第四中学校のところの図書機能、図書館機能、図書スペース。こういったものがどれだけ拡充できるかといったところで、そういった話になってくるかと思っております。

○松本委員

分かりました。中途半端に造ってしまうと、図書機能が3つ重複してしまうというふうなところがあると思いますので、将来的に、今老朽化している図書館を場合によっては統合するというふうなことも想定されるのであれば、しっかりとした施設を造っていただきたいというふうに思います。

最後は要望ですけれども、これだけ複合的な施設ですので、ぜひ公民連携といいますか、PPP、PFIの視点は取り入れて、整備を進めていただきたいというふうに思います。

○この委員

ほかにございますでしょうか。

○まつざわ委員

ご説明ありがとうございます。素案の中でも、本当に皆様の声がこの施設に集約されて、幅広く意見をこうやって酌み取っていただいて、本当にすてきな素案ができたというのが正直な感想でございます。

会派からも、例えばマイスクールに関しては、中心にあったほうが良いというものもしっかり反映されていて、非常に評価が高いところでありまして、私からは、まず1点伺いたいのは、防災拠点という部分で、もともと豊町三丁目、四丁目がもともと避難所でありまして、入りきれないから、実際あそこの人たちは大崎高校に行ったりという、分散している。こういう状態があって、それを解決するために、例えばそういった避難所施設というのが大きく。言ってしまうと、本当に地元はそれ一本だぐらいの感じというのは、私もそこが地元ですので、ずっと住み続けているのでよく分かっている中で、私

もずっとしつこいようで言っていますけれども、防災拠点という中で消防団の活用が出てくるわけですよ。それで、例えばこの素案の前にいろいろワーキングとか勉強会をさせていただいたときに、例えば消防団の活用の中で、消防団の誘致とか防災に関してそういったその文言というのがあったのか、まずお聞かせください。

○吉岡政策推進担当課長

防災の強化というところで、5月に行われたワークショップでは、荏原消防署の戸越出張所が老朽化が進んでいるのでここにはどうかというようなご意見がございました。しかしながら、今委員もご紹介のとおり、その防災の拠点というところで、一番大きいところは、今、572人の区民避難所として指定されているところなのですけれども、最低でもここは確保してほしいというところが、地域の強い声だというところがございます。

○まつざわ委員

ありがとうございます。570名を入れるというのは重々承知で、絶対それはマストな感じになっているのですけれども、例えば少し要望として言わせていただきたいのは、前回の決算特別委員会でも言わせてもらったのですが、消防団というのはもう正式に言うと東京都の管轄なので、品川区がどうかということは確かに全く筋違いというのは私も重々承知であって、それでもう結局、例えばそういう団小屋というのは、防災リーダーの中で必要だができない現状がある。

繰り返しのなってしまうのですが、なので、こういった新しい公有地活用の中で、例えば東京都としっかり手を組んで、そういったところに、例えば入れるみたいな方策がないと、こういった課題というのは解決できないと思いますので、さらなる連携。そういったことも新しい公有地活用には求められるかなと思っていますので、そこら辺は引き続きお願いしたいのと、先ほど松本委員から出ました。私も図書館が気になっていまして、例えばゆたか図書館も48年で、児童センターも55年ですか。もう大分老朽化が進んで、あそこも結局ゆたか図書館、児童センター、そして保育園。そして、東京都の教員寮も隣地であるのです。そうすると、例えば、もう全然未来の話ですよ、もう全く独り言みたいな話なのですけれども、例えばそういうところを壊したときにも、東京都の公有地があつたりすると、そこうまく連携していかないと、区単発という部分ではないので、そういった長期的な目で見て、こういう公用地や区のもの活用の活用は東京都と一緒に進めていただけたらいいと思っています。

○こんの委員長

要望でよろしいですか。

○まつざわ委員

はい。

○こんの委員長

ほかに。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。

それぞれ行政需要の中で、いろいろ4項目あって、戸越荏原地区にも複合拠点となり得る施設になるのではないかなと思っています。文教委員会でも報告があったのですけれども、大井地区にもマイスクールが開設される中で、荏原地区はどうなのかなと思っていますところ、こうやって示されているのは本当に荏原地区にとってもマイスクール本当に期待をされておりますので、ぜひともこれは進めていただきたいと思います。

それと、今、まつざわ委員がいわゆる防災拠点ということで、特に豊町地区とかはもう本当に木密地域ですよ。本当に地域の皆さんの一番の要望は、私は防災の拠点だと思っているのです。この素案に示されている中で、イメージとしては22ページの平常時と災害時のフレキシブルな活用等は文言があるのですが、具体的に地域の方からは、どういうイメージなのかなど。例えば備蓄倉庫とかいろいろ書いてありますけれども、具体的に絶対これは必要というような何か意見、どういった意見があったのかというのを、まず教えていただきたいと思います。

○吉岡政策推進担当課長

委員の方から防災のいわゆる強化、拠点。どういった意見があったかというところでございますけれども、今回方針というところで、非常に大きいところでお話し合ってくださいと、特に関東圏とかあまり細かい機能についてのお話はなかったところでございますが、体育館ですとかこういう教室系のスペース。こういったところが避難所へと転用しやすいので、そういったスペースというところは確保してほしいといったところのご意見がございました。

また、ソフト面のところでは、こういった交流という部分がひとつ施設のコンセプトになりますので、こういったところで共助の強化につながるのではないかと、そういったご意見をいただいたところでございます。

○高橋（伸）委員

分かりました。ありがとうございました。

それと、体育館というのが示されていますよね。ここにも書いてありますけれども、総合体育館と戸越体育館があると。戸越体育館はもう本当に老朽化している中で、新しく体育館が出来上がった後なのか分からないのですが、これから当然検討だと思うのですが、戸越体育館というのは、これは関連した話になりますが、どういう方向性でいくのかと。既存の戸越体育館というのは、どういうふうにお考えになっているのかなとお聞きしたいと思います。

○吉岡政策推進担当課長

戸越体育館が今後どうなっていくかというところでございますけれども、品川区は特別区の中でも体育館の整備率が非常に低くなっているところでございます。今回の体育館につきましては、もともと体育館があったということもございまして、既存の利用の仕方、あるいは防災の観点からそのまま継続してあったらいいなというところで、ご意見をいただいたところでございます。

今後戸越体育館をどうするかというところは、まだこれから検討していくというようなところがございます。

○高橋（伸）委員

ありがとうございました。ぜひ、これからパブリックコメントがあって、それぞれまた区民の要望、意見があると思いますので、おまとめいただいて、進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○塚本委員

この資料を見させていただいて、策定委員会のほうで出していただいたいろいろな検討の結果ということで、図書機能というか図書館といったものを中心とした学びの場というところで、概念的に積み上げてきているというのは、なるほどという思いでございました。

いろいろなご意見がワークショップのときとかに出ていたと思うのですが、どういうふうにかこれがまとまるというか、1つのイメージとしてできてくるのかなと言ったときに、そうなんだということで、もともと少し広く目を転じると、戸越体育館とか今ゆたか図書館とかいろいろな話が出ていましたが、文庫の森というのは、旧三井文庫で、その後国文学資料館ということで、そういう意味ではそういう文化的な学びというところにもともと縁のある土地でもあるし、そういう意味での親和性というのもあるのかなと思ったりしましたけれども。

質問なのですが、学びの場と同時ににぎわい・交流というところも入ってきているわけで、どちらかというと図書館というのは静かなイメージで、学びというとみんなで集団でいろいろ学習するというのもあるのかもしれないですが、基本的には静かな感じがイメージとしてあるのですが、そういった中でのにぎわいとか交流というのをどういうふうに織り交ぜていくのかということについて、お伺いしたい。

○吉岡政策推進担当課長

委員のご質問のところで、まさに図書館というと非常に静かなスペースという、私もそういったイメージを持っているのですが、先ほどトレンドがある図書館というところは、割と図書館に付随して、こういった人が集まる仕掛けを持っているような施設がございまして、そういったところはフロアを分けたりですとか、動線を区切ったりとかそういった工夫を重ねているところでございます。委員の皆様から、視察先でご提案があったところも含めまして、先行事例、今後検討してきまして、こういったものをまとめていきたいというふうに考えてございます。

○塚本委員

ありがとうございます。先ほどからも幾つか図書館の各自治体の提案がありましたけれども、私も総務委員会で岐阜の庁舎を見に行ったのですが、その庁舎の脇にすごい図書館があるのです。図書館というような位置づけといいますか、名前としては岐阜市の中央図書館となっているのですが、交流スペース、区民との交流機能もかなり入れていて、向こうは土地が本当に広いというのもあるので、スペースの取り方は物すごくぜいたくですが、これぐらいあったら本当にみんなが思い思いに来て、思い思いに自分の時間を過ごせるかなという感じだったので、そこは1つの参考事例としてご提案させていただきたい。参考にさせていただければなというふうに思います。「みんなの森」という名前でした。

別の観点なのですが、屋上緑化とは別にビオトープが出ていて、ビオトープはこれまでも例えば戸越公園に蛍を何とかみたいなこと、ビオトープを造れないかとか、いろいろなお話が地域でもあったりしたのですが、実際にこれは非常に大変というふうなことで、生態系を人工的に維持していくというのが。そういったところでの実現性とか現実性というのは、ある程度見越した上でここまで提案書には載せているのか、1つのご意見として出たところというところのレベルなのか、その辺の議論はどの辺まで詰められたものなのかということをお伺いしたいと思います。

○吉岡政策推進担当課長

ビオトープの件でございますけれども、こちらは具体的にどれぐらいの規模でということではまだ具体的な話は詰めていないところはございますが、屋上緑化の件も含めまして、緑を増やしていきたい、そういった施設にしたいというところでの委員の皆様からのご意見を取りまとめたものでございます。こういった具体的な計画落としていく中で、適切に進められるよう、区のほうも努力していきたいというふうに考えているところでございます。

○塚本委員

そうすると、生き物を飼うということも一応念頭に入っているのですか。ビオトープということでしょうか。

○吉岡政策推進担当課長

ビオトープにつきましては、直接そこまであまり深掘りをされていない部分でございます。こういった生き物が飼いたいだとか、そういった展示会をしたいとか、そこまでの議論は深まっていない部分ではございますので、こちらは今後検討していきたいというふうに考えてございます。

○塚本委員

ありがとうございます。

それと、あともう1つ、最後に適応指導教室というところで、こういった交流施設に、不登校は今なかなか大変な課題になっているところでございます。そういったことも加えられているということは大変によいということだと思っておりますけれども、ただ、先ほどもありました西大井のほうでも適応指導教室、マイスクールが新たにつくられる予定ということで、いわゆる不登校対策といっても一概にマイスクールなのかというところで、例えば居場所といいますが、マイスクールとなると学習をしっかり支えて、いずれは学校に戻していくのだというのが目的としてはあると思うのです。

今、いろいろな不登校対策というか不登校の児童生徒にどうやって対応していくかということでは、居場所みたいなそういうものもあって、必ずしも学校に戻すということを念頭にしないような形で、何とか子供たちを不登校から少しでも外に出ていくとか、少しでも社会になじんでいけるとか、学校に適應できるというようなことも対策としては考えられてきている流れもあるので、そういう意味では不登校という問題に対してこの施設でしっかり取り組むということについては非常に大事なことで、進めていただくべきことだと思うのですけれども、そのありようというものについては、適応指導教室ということでもう決め打ちなのだということまで言っているのか、そこはまだまだいろいろな、その辺は教育委員会の方に聞かないと分からないところだと思うのですが、議論の中身はどの辺まで詰められたものだったかというのをお聞かせいただければと。

○吉岡政策推進担当課長

こちらは適応指導教室ということで、いわゆる区のほうで、不登校児童・生徒を支えるための施設というところで、コンセプトにもございます「誰も取りこぼさない助け合いの場」というところで上がってきた施設でございます。こういったところで、これだけでは駄目なのではないかという意見は特にございませんでしたけれども、委員おっしゃるとおり、このコンセプトを行う上で、マイスクールだけではなくて、こういった施設の機能を活かして、こういった不登校児童・生徒が活躍できる、来ていただける。そういった場を目指していきたいというふうに考えてございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○松永委員

それぞれご説明ありがとうございます。私からは何点かあるのですが、まずこの屋外運動場についてなのですけれども、これは人工芝なのか、天然芝なのか、それとも土なのか、その辺伺いたいと思います。なぜかといいますと、ここに結構多くの方がご来場されると思いますので、そうしたところも含めて。

もう一つが駐輪場の件なのですけれども、駐輪場はどういったイメージで、何台止められるようなスペースを確保する予定なのか教えてください。また、人工芝でありますと、ここに書いてある少年野

球・サッカー・グラウンドゴルフとあるのですけれども、そうしたラインとかの関係もどういふふうな形でやっていくのか。少年野球であればネットを使ったりとか、移動式のネットにするのか、その辺も伺いたいと思います。

先ほどまつざわ委員からありましたけれども、消防団の分団小屋というのも必要かとは思いますが、今消防団の訓練場所というのがほぼあまりなくて、今、文庫の森でやっているそうなのですが、ほかの分団は区役所の第二駐車場に来たりとか移動する部分があるので、もし人工芝であった場合というのは、可搬ポンプを使うことができるのかどうかというのと、土だったら多分できるとは思うのですが、その辺を伺いたいと思います。

○こんの委員長

お答えできる範囲で結構です。

○吉岡政策推進担当課長

今年度は基本方針というところがございますので、グラウンドですとか駐輪場の確保ですとか、そこまで細かい部分は特に話合いの中には入ってございません。ただしグラウンドに関しましては、人工芝であると防災訓練がしづらくなってしまう部分がある、制限があるというようなご意見はいただいたところでございます。

○松永委員

ありがとうございます。いろいろな方が来られるということで、もう一つなのですけれども、今まだ先の話になるのですが、東急大井町線、恐らく高架になると思うのですが、その辺のセットバックとかは関係が出てくるのかどうかというのをお知らせいただければと思います。

もう一つが、大崎高校からこちらの旧荏原第四中学校へ行くときに、踏切越えてすぐの交差点を曲がって多分入られると思うのですけれども、あそこは車がほとんど止まりません。すごく危ないので、何かそういった対策とかも含めて考えていただければと思うのですけれども、ご意見を伺いたいと思います。

○吉岡政策推進担当課長

今、委員からもお話のとおり、四方に囲まれて非常に狭隘道路がございます。また、高架下のところもございますので、今後基本計画の中で、人の流れ、交通の流れ。そういった部分も確認しながら基本計画の中で、安全にこの施設を使用していただけるように努めてまいるところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○せお副委員長

ご説明ありがとうございました。そして、様々議論伺っていました。私からは、区全体の需要というか、そういったところの観点からお聞きしたいのですけれども、例えば、今、塚本委員からもお話あったように、適応指導教室というところではここはいいのかというところもあって、大井第三に今度先できますと。でも地域バランスを考えると、今、マイスクール八潮があって、大井のほうにできると。しかも、旧荏原第四中学校に関しては元学校ですし、マイスクールと同じようなものができると。そういう細かいところは教育委員会なので答弁は大丈夫ですけれども、そういう流れもあるので、何かそういったところとか。

あと、もう1点インクルーシブひろばベルが暫定で移ってくると。インクルーシブひろばベルも駐車場は絶対必要なのですよね。利用者とか事業者のほうも駐車場は欲しいというお話はかねてからあった

ので。近くですし、大原児童センターのところでやるか、旧荏原第四中学校でやるかという検討もあ
りなのかなと思っているのです。

なので、そういった2点、教育委員会であったり、あと障害福祉のほうとかとしっかり連携して話し
合える、庁内検討できる場所というのが、今あるのかどうか、お聞きしたいです。

○吉岡政策推進担当課長

こちらの案につきましては、述べさせていただいたとおり策定委員会のほうがつくった素案、これを
基に今後区が方針を固めて、基本計画を策定していくというところでございます。詳細につきましては、
今後の検討になりますけれども、現時点でも必要な情報につきましては、各所管と連携を取っていると
いうところだけ、お伝えさせていただければと思います。

○せお副委員長

ありがとうございます。ここの庁舎跡地もそうですし、しっかり区民の声とか地域のお声とか聞いて
くださっているの、そこもちろん大切です、ただ、区の計画のバランスとかそういったところも
先ほどもお話がありましたけれども、同じようなものが同じ地域に2つあるとか3つあるとか、そう
いったことももったいないなということもあるので、ぜひそこら辺もこれから間に合うようでしたら、
インクルーシブひろばベルに関しては、私が気づくのが少し遅れてしまったなと思ったのですが、そう
いったところもぜひ全体のバランス検討いただければと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかになければ、以上で本件を終了いたします。

(2) 行政のデジタル化に関すること

○こんの委員長

次に、(2)行政のデジタル化に関することについて、取り上げます。

理事者より、来庁不要な手続の拡大について、全庁業務のデジタル化について、および、柔軟な働き
方の実現について、ご説明をいただきます。

その後、委員の皆様には、ご意見、ご提案等いただいて、活発な議論をしていただければと考えて
おります。

それでは理事者より、ご説明をお願いいたします。

○河西情報戦略担当課長

それでは、行政のデジタル化に関することについて、ご説明いたします。

ページ数は、スライドの右下にございます。1スライド目をご覧ください。

今回は、品川区DX推進基本方針の9つの重点取組項目のうち、こちら赤枠で示す4つの重点項目に
対して、来庁不要な手続の拡大、全庁業務のデジタル化、柔軟な働き方の実現の3つの取組状況をご説
明いたします。

下のスライドをご覧ください。令和5年度は3つの施策に重点を置き、DXを進めてまいりました。
来庁不要な手続の拡大では、品川区電子申請サービスをオンライン手続の総合窓口にすることを目標に、
対象とする手続の拡大を進めてまいりました。令和5年度は700手続を目標に進めており、令和7年
度までに全ての手続をオンライン化する予定です。

全庁業務のデジタル化では、各課のデジタル化推進委員を中心に洗い出した業務に対して、デジタル技術を取り入れて業務の見直しを進めております。

柔軟な働き方の実現では、職員が気軽にテレワークできるように、自端末を持ち帰って利用できる新テレワークシステムの導入を進めております。

ここからは、取組ごとに状況を、ご説明いたします。

まずは来庁不要な手続の拡大についてご説明いたします。次のページをご覧ください。こちらは、品川区の行政手続のオンライン化状況になります。1,661手続に対して、9月末時点で累計358手続のオンライン化を完了いたしました。オンライン化していない手続について原因を調査したところ、そのうち445手続は、助成金等の申請など、添付書類に押印が必要であるため、オンライン化ができないことが分かりました。現在、押印を不要にするための代替ルールを整理しております。押印見直しを全庁的に進めることで、手続のオンライン化をさらに進める予定です。

次のスライドをご覧ください。こちら左のグラフは、品川区電子申請サービスのウェブサイトへの訪問者数と申請件数の累計です。電子申請の利用が定着していることが分かります。右のグラフは、利用者からの申込み時間です。24時間を通して多くの申請をいただいております。

次のスライドをご覧ください。こちらは利用件数が多い手続のうち、上位10手続を示したものです。子育て支援や保健予防に関する手続に多くご利用いただいております。サービス開始から延べ5万件の申請をいただいております。窓口に来なくても利用できるため、行政サービスの利用者の拡大にもつながっていると考えております。

次のスライドをご覧ください。こちらは代表的な手続のオンライン化状況になります。オンラインで受け付けしやすい手続、利用件数が多い手続から優先的にオンライン受付を拡大しております。

次のスライドをご覧ください。こちらはオンライン手続の総合窓口の実現方法になります。昨年度実施した行財政改革特別委員会では、委員の皆さんから、区民が迷わないように分かりやすいサービスにしてほしいとご要望をいただきました。区では用途に応じて3種類の電子申請サービスを利用しておりますが、品川区電子申請サービスにぴったりサービスや専用業務サービスで受け付けている手続へのリンクも全て掲載し、全てのオンライン手続を可能とすることで、オンライン手続の総合窓口を実現します。

次に、全庁業務のデジタル化についてご説明いたします。次のスライドをご覧ください。こちらは全庁業務のデジタル化を代表とする行政のデジタルトランスフォーメーションを進める背景になります。国の自治体DX推進計画では、本格的な人口減少社会となる2040年頃を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、地方公共団体の業務の在り方そのものを刷新することが必要であると期待されております。これを実現し、さらに住民サービスの質を向上させていくために、デジタル技術を業務に取り入れ、AIやロボットに単純作業を任せることで、職員は本来業務に注力するといった抜本的に業務のやり方を見直すDXが必要とされております。区としても限られた職員で高度な行政サービスを提供できる体制を目指しております。

次のスライドをご覧ください。こちらはあらゆる部署でのデジタル化候補業務の洗い出しイメージになります。業務のデジタル化は、技術視点での目利きと業務視点での目利きの両方が必要になります。技術のプロとして情報戦略担当が、業務のプロとして各課のデジタル化推進委員が協力することにより、全ての部署を対象に業務を洗い出しております。

イメージのほうをご覧ください。まず情報戦略担当が、各課のデジタル化推進委員に対してデジタル

のできることを勘どころを共有します。その知識を基にデジタル化推進委員は、自分が所属する課の業務の中で、デジタル化できそうな業務を洗い出します。情報戦略担当は、業務担当者から業務の内容をヒアリングすることによって、効果が見込めるかどうかを確認し、デジタル化すべきかどうかを判断します。こうして、令和4年度には73業務を、令和5年度には34業務をデジタル化すべき業務として選定いたしました。

次のスライドをご覧ください。こちらは8月に実施したデジタル人材育成研修で紹介した業務種別とDXツールになります。台帳管理業務はローコードツール、提携PC作業はRPAツール、申請受付業務はオンライン申請サービス、データ分析業務はBIツール、文書作成業務はChatGPTを紹介しております。5つのDXツールを紹介し、各課の業務に適用できないかどうか、検討を進めてまいりました。

次のスライドをご覧ください。こちらは、デジタル化予定業務の種別ごとの数になります。令和5年度の下期より、民間からデジタル人材を採用し、体制を強化し、業務のデジタル化を本格化いたしました。令和5年度は、ローコードツールとRPAツールを軸としてデジタル化を実施中です。

次のスライドをご覧ください。こちらは、ローコードツール、RPAツールの拡大スケジュールになります。10月までに対象業務を選定し、ローコードツールは、各課内製で業務のデジタル化を現在実施中でございます。今月には、戸籍住民課が作成した2つのアプリケーションの運用を開始しております。RPAツールに関しては、年明けから、内製で業務のデジタル化を予定しております。

次に、柔軟な働き方の実現についてご説明します。次のスライドをご覧ください。こちらは柔軟な働き方の実現に向けて、テレワークを進める背景になります。職員アンケートの結果、テレワークによる柔軟な働き方に対する期待が多くある一方、手続きが煩雑、通信が安定しないといった意見が寄せられました。

区では、テレワークが働き方の1つであることを職員に広く浸透させ、ワーク・ライフ・バランスの向上と、職場の魅力アップにつなげる方針とし、自端末を持ち帰って利用する新テレワークシステムを構築することで、気軽にテレワークできる仕組みを導入いたします。こちらのグラフは、現在のテレワークの利用状況になります。毎月300回程度利用されている状況です。

次のスライドをご覧ください。こちらは、現テレワークシステムの利用イメージです。現在のテレワーク方式では、まずグループウェアでテレワーク専用端末を事前に予約します。その後に、情報推進課からその端末を借りて、家に持ち帰る必要がありました。

次のスライドをご覧ください。こちらは、新テレワークシステムの利用イメージです。新テレワークシステムでは、予約することなしに自分の端末をそのまま持ち帰って、業務ができるようになります。また、仮想端末で直接接続するため、通信も安定いたします。これによって、今までより気軽にテレワークできるようになります。

次のスライドをご覧ください。こちらは新テレワークシステムの導入スケジュールです。ここで1点訂正させていただきます。作業内容の下から2番目、新システム運用開始と旧システム稼働の記載がグラフと逆になっておりますので、こちら入れ替えていただくよう、訂正をお願いします。

説明のほうを続けさせていただきます。現在、端末の整備作業を進めており、年明けの1月22日より利用を開始する予定です。職員がテレワークを活用し、ワーク・ライフ・バランスを向上できるように、環境面からサポートを進めてまいります。

○こんの委員長

説明が終わりました。

それでは、本件につきまして、ご質疑、ご意見、ご提案等がございましたらご発言願います。

○石田（ち）委員

説明ありがとうございます。まず最初に、私たち共産党は、かねてから申し上げていますが、デジタル化で区民が行政サービスを受ける上で、便利になることは否定するものではありません。しかしそれに伴って、情報漏えいなどプライバシーの侵害、マイナンバーカードの強制やマイナンバー制度の拡大、過剰な人員削減や労働強化の結果による住民サービスの後退。そうした官民癒着の拡大などにつながるような内容ならば、進めるべきではないということを一言申し上げておきたいと思います。

その上で、スライドの3ページ目、オンライン手続の拡大ということで示されていますけれども、これらはマイナンバーカード取得とセットになるのか、マイナンバーカードがなければ行政サービスが受けられないという仕組みにはすべきではないと思うのですけれども、伺いたいと思います。

○河西情報戦略担当課長

品川区電子申請サービスになりますが、マイナンバーカードが利用できる手続もございますが、マイナンバーカードを利用せずとも利用できる手続もございます。例えば、従来どおり免許証のコピーですとか、そういった本人確認するものを添付することによって受け付けるという方法も提供しておりますので、マイナンバーカードがないと利用できないかということ、そうではないということでご報告いたします。

○石田（ち）委員

分かりました。国が積極的にマイナンバーカード普及を進めていますけれども、このマイナポータルを入り口とした情報連携を拡大させる。あらゆるデータを行政側に集積して、このビッグデータを企業に提供するなど、もうけの種になっていく、こうした匿名加工情報として提供されるという活用はすべきでないということはずっと言っているのですけれども、このマイナンバーカードの取得も任意というのが法の規定でありますので、ひもづけの間違いや情報の漏えいなど様々な問題も起こっていますので、マイナンバーカードがないとオンライン手続を受けられないという仕組みであるならば、進めないようにということをお願いしたいし、そういう仕組みにはしないでいただきたいということを言っておきたいと思います。

それと、このスライドの9で、あらゆる部署でデジタル化可能な業務の洗い出しというふうにあるのですけれども、従来の仕事をAIに置き換えたとしても、その分職員を削ったら残った人員の仕事量は変わらないということになりますので、働き方の改善とも逆行しますし、区民のサービス向上にもつながらないと思うのですが、以前からも伺っていることを改めて伺いたいのですが、このデジタル化の目的の中に、職員定数の削減を含めているのか、伺いたいと思います。

○河西情報戦略担当課長

DXの流れについて、改めて認識を共有させていただきますと、DXに関しては、デジタルを業務に取り入れることによって、質の向上という側面が非常に強いと思っています。例えばChatGPT、先日導入いたしました。ChatGPTを入れることによって、職員が気づかなかったいろいろな複数の意見がChatGPTから提案されることとなりますので、それを使うことによって、従来考えていたよりも質の高いサービスが提供できるようになってきております。

そういった意味で、DXを進めるということは、質の高いサービスを進めるため。これが第一だと考えております。

○石田（ち）委員

質が高くなるのはいいことなのですが、それとともにこれまではそういったDXを進めることで、要は手間が省ける職員の部分をしっかり区民サービスに活かしていくということをおっしゃっていたので、その考えは今も変わらないということで、いいでしょうか。

人員削減ありき、行政コスト削減ありきのデジタル化は、改めてやめるように求めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○河西情報戦略担当課長

委員おっしゃるとおり、DX推進基本方針には、まさに今おっしゃったとおり、DXを進めることによって、空いた手間、稼働を本来必要な区民との対話ですとか、相談受付ですとか、そういった業務に振り向けることによって、さらに住民サービスの向上につなげるというところを掲げておりますので、そのとおりということでご回答させていただきます。

○石田（ち）委員

ありがとうございます。ぜひお願いします。

それで最後にテレワークのところ。スライドで言う13のところ。テレワークについては、メリットもデメリットもあるのかなと思うのですが、この新テレワークの導入も示されていて、テレワーク利用促進については、数値の目標というのがあるのかどうか。ぜひ、言いたいのは現場で働く方の希望や声を聞きながら、拡大ありきではなくて、実態や必要に応じて進めていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○河西情報戦略担当課長

テレワークの進め方についてです。テレワークに関しては、特に我々も職員に強制するものではないと考えております。働き方の1つとして、自分のワーク・ライフ・バランス。これを向上する1つの手段として、区が提供すると。もちろん今の業務がございますし、例えば窓口業務ですとかそういった業務がございますが、そういった中でもテレワークという仕組みを提供することによって、うまく職員が各所管のほうで工夫して利用できるように、環境を整えるという意味で、拡大のほうをしてみたいと思います。

○石田（ち）委員

分かりました。改めて、テレワークにおいては、推進ありきではなくて、仕事の実態や職員の要望に応じて進めるように求めたいと思います。

○こんの委員長

ほかに。

○山本委員

ご説明ありがとうございました。行政として、デジタル化を全体的によく進めていращるなど思っております。先日の一般質問でも申し上げましたけれども、デジタル化というのは、区民の皆様の利便性が大きく向上する。それから行政実務の効率化も大きく進むということで、ぜひさらに進めていただきたいというふうに思っております。

それぞれ、ご質問申し上げますけれども、来庁不要な手続の拡大のところ。こちら、令和7年度末に100%オンライン化を完了させるということで、とても大きなことだと思っております。ぜひ進めていただきたいと思っております。その中でご説明いただいた3ページのスライド、課題があって、オンライン化できない書類があるということでしたが、押印を不要にするための代替ルールを整備してオンライン化を進められるというふうに解決されたということ、とてもいいことだと思っております。

令和7年度の100%オンライン化に向けての現状の進捗状況、それから見通し。できそうかどうかというところについて、お伺いしたいと思います。

それから、利用状況、非常に多くの利用がされている。そして、日中忙しい子育て世代がこういった申請を使っているということで、すごく需要があるのだなというのでご説明いただき、理解をいたしました。進めていただきたいというところですが、電子申請が伸びていくとすると、来庁者数の減少とか、そういったものとかも見込まれるのかどうかというところも思ったところではございまして、デジタルが進むことでリアルのところ、窓口業務がどのように影響があって、どのように変化するかというところ。もし、ご検討をされているのであれば、その状況について教えていただきたい。新庁舎建設が予定されておりますので、そこへの関係というところで、どの程度お考えなのかというのをお聞かせいただきたいというのが2つ目になります。これは可能な範囲で結構でございます。

続いて、全庁業務のデジタル化です。とても大事なことであると思っております。1点一般質問でも申し上げましたが、ChatGPTの活用、これは大きな可能性です。効率化に大きく資するものだと思います。今月から本格運用されているというところですが、試行から四、五か月たっている中で、利用状況はどうかというので分かる範囲でお知らせいただきたいと。

一部の慣れている方は、使えてどんどん効率化が図れているというところの一方で、使われていない方々がいるとすれば、そういった方々にも使っていただけるような工夫が必要ではないかというふうに思っておりますので、そういった状況について、それから今後どのようにされるのかという見通しがあれば教えていただきたいと思っております。

それから、柔軟な働き方の実現というところで、このテレワーク、とてもいい取組であると思っておりますし、予約なしに職員の端末をそのまま持ち帰って業務ができるようになるというのは、全ての職員の方が使えるようになるということで、大きな前進だと思っております。その中で気になるのがセキュリティのところ、情報管理のところでございます。

通常業務で使っている端末を自宅で使えるようになった場合、行政としては、個人情報、様々な区民の方の情報を扱っております、それを自宅で見られたりしてしまうと、それを比較的容易に漏えいすることが理屈上はできてしまうというところが想像できますので、それぞれの皆様、そのようなことはないと思いますが、万が一そういうことがあっては困ると。区民の皆様の大切な個人情報ですので、そういうことがあっては困るというところで、どのような対策をされているのかと。例えばそういった個人情報の関わるものは持ち帰れないとか、もしくは持ち帰った自宅の中では見られないとか、そういった対策などがおありでしたらぜひ伺いたいというところでございます。

○こんの委員長

一旦そこまででよろしいですか。

○山本委員

以上になります。

○河西情報戦略担当課長

4つご質問いただきました。

まず1つ目、オンライン化の見通しについて。オンライン化の見通しですが、最終目標は令和7年度までに全手続をオンライン化するというところになります。今年度、1つ目の壁に当たりまして、先ほどご説明した押印の手続があるからオンライン化ができないというところがございます。今年度は、そちらの障壁を取り除くところに注力いたしまして、令和5年度、まず700手続というところを目標

にしておりますが、これから押印不要のルールというのを整理して、全庁的に合意を取っていく予定です。年度内には押印不要にできるように頑張って、その後、続けて手続のオンライン化の前倒しを進めていきますので、最終的には、令和7年度末には、全手続がオンライン化できるように頑張りたいと思っております。

2つ目です。手続をオンライン化することによって、来庁者が減少するのではないかとこのころです。こちら、DXの最終目標は、来庁しなくても、行政手続を受けられるところにまさにあると思っております。ですので、まだオンライン手続始まったばかりですので、それほど来庁者が減っているということはありませんが、これからどんどんその割合をオンライン化のほうに倒していきます。ですので、区民の皆さんは、家にいながら行政サービスを受けられるというところをイメージしていただければと思います。

3つ目です。ChatGPTの利用状況について、ご質問いただきました。ChatGPT、試行運用から結構な月数がたっておりますが、10月末の時点で延べ450名の職員が利用しております。1日平均大体20名から30名の職員が業務に利用している状況です。研修に関しては4回実施いたしました。152名の職員が参加し、これからさらに追加の研修を企画しているところになります。

効果についてですが、利用者へのアンケートを実施しました。「仕事の効率が大幅に上がると思う」および「仕事の効率が上がると思う」という回答が、約80%に上っています。アンケートの結果を今後の利用拡大につなげていく予定です。

最後4つ目、テレワークのセキュリティについて。こちら、少し説明をさせていただきたいと思っております。15ページをご覧ください。こちら新テレワークシステムの利用イメージですが、本区の特徴は、職員端末にデータを残さないということが1つ大きな特徴になります。では、データはどこに残るのかといいますと、図のイメージで言う右下のデータセンターに仮想端末というものがあります。ここにデータが残りまして、端末からは画面を転送して、画面のイメージだけで作業ができるというものになります。

ですので、仮にこの職員端末を家に持ち帰って仕事をしたとしてもデータはセキュリティが高いデータセンターの中に保管されますので、例えば職員端末を紛失したとしても、データ漏えいにはつながらないというところをまず1つご報告させていただきます。

かつ、今回新テレワークシステムを導入するために、セキュリティ面について非常に議論いたしました。15ページの下の方印をご覧ください。新テレワークシステムは物理端末の保護、仮想端末の保護、接続ルートの隔離、本人性の確認など、自端末を持ち帰ってもセキュリティが守られる仕組みと併せて導入いたします。こういった検討を含めて、今回新テレワークシステムを提供しても大丈夫だろうというところで、全庁で合意を取っておりますので、併せてご報告させていただきます。

○山本委員

いずれもご回答ありがとうございます。来庁不要な手続の拡大、順調というところ。課題はひとつ解決されて進めていращやるということで、ぜひ令和7年度完了に向けて進めていただきたいと思います。

それから、来庁者が減ると。オンライン化にシフトしていくというところで、今後の様子を見ながら、ぜひ今後の新庁舎等建設を踏まえたところで連携を取っていただきたいと思います。

それから、ChatGPTの件、現状の状況を教えていただきありがとうございました。アンケートで高い効果があるというふうに、皆さん言われているということで、現状利用者450名ぐらいとい

うことで、区の職員の方二千七、八百名ぐらいですか。というところでいうと、まだまだこれからだと思いますので、ぜひ皆様に使っていただけるようにしていただきたいと。

一般質問でも申し上げましたけれども、慣れる環境、皆様に触れていただける環境づくりというところも、1つ大事な要素ではないかなと思いますので、そういった自然と使えるソフトの導入なども今後ご検討いただきながら、職員の皆様全体のデジタルリテラシーの向上に努めていただきたいと思います。これはすごく効果があることだと思いますし、それで効率化が図れたところを新しい業務に皆さん取り組んでいただくというのはすごく大きなことだと思っておりますし、おっしゃっていただいたとおり進めていただきたいと思っております。

最後、テレワークシステムの件、ご説明ありがとうございました。紛失のリスクに対しては手当てされているということで、外でもまず大事なところだなと思ひまして、よかったなと思ひます。あと、15ページのスライドでご説明いただいた、この業務のところで情報漏えいのところですが、そのようなご検討をとお答えをされているということで理解をしたのですが、1点確認をさせていただきたいのが、区役所内で扱われる業務の中で、区民の方々の様々な個人情報、扱われるところがあると思うのですが、それがテレワークで自宅でも見られるような状況なのでしょうか。確認させてください。

○河西情報戦略担当課長

先ほどのご質問にお答えいたします。15ページの図、左下を見ていただきたいと思ひます。品川区役所は、3つのネットワークで構成されております。マイナンバー系、LGWAN系、インターネット系。今回、テレワークの対象とするのが、職員端末LGWAN系の端末になります。ですので、基本的にはマイナンバー系、個人情報、そういったものが扱えない端末を持ち帰って利用するというので、ご報告させていただきます。

○山本委員

ご説明をありがとうございます。マイナンバー系に個人情報があつて、それは家には持ち帰らないということで、もしそういった情報も持ち帰るとしたら、結局その職員の方のモラルに大きく依存するのかなというところで心配だったのですが、そういったところはまずないというところかと理解しましたので、よかったなと思ひます。

でも、いずれにしても個人情報ではないとはいえ、区のいろいろな様々な機密情報等も家に持ち帰られるというところになると思ひますので、これは結局利用できる一人一人の方のモラルといったところがすごく大事になるというふうに考えておりますので、この仕組みが、システムが導入できた。これすごく大きなことだと思うのですが、実際使っていただく皆様にこういった情報の管理のところについてもしっかりと守っていただけるように、周知をお願いできればと思ひて、職員の皆様にご説明していただきたいというところでございます。

そして、これを導入した後、ぜひ効果検証をしていただいて、多くの方々が利用できるようにしていただきたい、使いやすい仕組みにしていきたいという、これは要望でございます。ありがとうございました。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

もろもろご説明ありがとうございました。新テレワークシステムのところで、私も詳しくないので教

えてください。先ほどからこれによって、個人情報等は自宅でテレワークであったとしても、マイナンバー系ということでその情報については扱わないというお話でしたけれども、今まで行政の方がタブレットであるとかUSBとかを、例えば夜飲食の場に置き忘れてしまって紛失してしまったみたいなことが年に数回報告がありますが、例えばこの端末を持ち帰って、そのようなことが起きた場合、下に書いてある新テレワークシステムでは、物理端末の保護、仮想端末の保護、接続ルートの隔離、本人性の確認ということであるのですけれども、例えばここで書いてある様々な手続を踏まないと、本庁のほうのLGWANというところにアクセスができないよと。

これは本人確認というのは、何をもちて本人確認をするのか。いわゆるそこに何かパスワードみたいなものがあるって、パスワードみたいなものを端末と一緒に紛失してしまったらあまり意味がないというところもあると思うのですが、これは、端末を紛失しても、何か物理的に絶対にこれは第三者がそういったものを流出といいますか、悪用できないような仕組みになっているのか、もう少し分かりやすく教えてください。

○河西情報戦略担当課長

こちらですが、分かりやすくご説明したいと思います。二要素認証という仕組みを実装しております。1つが知識、IDとパスワードがないと入れません。これは各職員が持っている情報になります。それともう1つの要素が、この端末。その端末でなければ接続できないと。端末の個別の固有のIDがありまして、それをクラウド上で認証をかけて、その端末でなければ接続できないようにしますというのが2つ目になります。さらに3つ目。接続するときには、必ずモバイルネットワークSSIDというものを通して接続を行います。そのときのSSID認証というのを実施しております。

この3つを合わせることで、知識と物がないと接続できないというところを担保して、セキュリティの確保を実施しております。

○あくつ委員

ごめんなさい。分かりやすくというところで、私の知識が浅薄なので、少し分からない部分もあったのですけれども、今おっしゃっていたような3段階の認証、3つのものがあるって、それは職員の頭の中にあるものであって、例えば端末は予約は要らないよという話ですが、そういったものが何かパスワードとかを紙で示されるというものなのか、それを例えば本人がメモ帳や手帳に貼り付けておいて、それと一緒になくしてしまったみたいな場合には、これは本人認証とか本人性の確認というのは突破できない、何かそういう仕組みなのでしょうか。もう1回教えてください。

○河西情報戦略担当課長

パスワードに関しては、その職員本人しか知らない情報になります。逆に言いますと、その本人しか知らない情報を、例えば付箋に書いて端末に貼り付ける。これをやられると駄目です。認証を通してしまいますので。ですので、先ほどご説明したとおり、2要素認証という仕組みを使って、IDパスワードプラス端末、あとモバイルルーター。この3つがセットでないと接続できないというところまでセキュリティの担保をしようというところになっております。

○あくつ委員

ありがとうございます。だんだん理解をしてきているのですが、モバイルルーターというのは、これは説明で多分あったのかもしれないのですけれども、モバイルルーターも一括して貸し出すということなのでしょうか。それも3つがないと駄目だよというお話でしたけれども、そのモバイルルーターも一緒になくしちゃ、本人が今持ち帰っているもの、持ち帰って知識など、全部その場にそろっていたら、

当然突破されちゃうよということ。それはもう間違いないということなのですか。

○河西情報戦略担当課長

そのとおりでございます。先ほどお話がありましたモバイルルーターに関しては、各課に複数台配備するというやり方を取ります。先ほどの自分の端末と、課から共有しているモバイルルーターと、パスワードをどこかに書いてくっつけて、それ一式なくなって、あと接続のやり方。それを分かっている方であれば、接続できてしまう。

ただし、そうになってしまうので、我々日頃からセキュリティに関する研修を実施しております。IDパスワードを自分の端末に貼らないですとか、そういったところを徹底しておりますので、そういったところと併せて、新テレワークシステムの運用をしていこうというふうを考えております。

○あくつ委員

ありがとうございます。確率が少ないのは分かっているのですけれども、最後にすみません。私も素人考えなのですが、例えば本人認証のときに、今生体認証とありますよね。本人の顔とか網膜とか指紋とか。そういったものの、それがなければ突破できないというような、そこまでは今回はつくりたくないということなのでしょうか。

○河西情報戦略担当課長

先ほど生体認証というお話がありましたが、こちらシステムを設計する際に議論の1つになりました。今、生体認証を使っていますが、そちらの認証サーバーというものが、庁内にあります。今回は外から接続しますので、その生体認証サーバーにアクセスできないところから接続をかけますので、生体認証は使うのが難しいという回答になりまして、IDとパスワードにさせていただきます。

○あくつ委員

ありがとうございました。今、生体認証は難しいということでした。やれることはやってというところですので、端末を物理的になくしちゃう、ルーターを物理的になくしちゃうということは、これは人間だから起こり得る、起こってはいけないことですが、起こり得る可能性があるということですが、限りなく情報の流出は低いのだろうなというところで確認させていただきました。

○こんの委員長

ほかにごきますでしょうか。

○えのした委員

ご説明ありがとうございます。品川区電子申請サービスの利用状況を見ても、訪問者数、申請数、順調に伸びているということで、19時以降仕事が終わってからですかね。あと、手続の件数も5万件のうち、9,397件が品川区子育てサポート商品券交付申請、子育て世代ですよ。すごく助かっているのではないかなということは数字で感じ取れます。

ただ、区議会でもお話しさせていただきましたが、申請のサポートがないとなかなかまだ紙の書類で申請手続をしているというお話も伺いましたので、その辺これだけオンライン化に全てなったとしても、窓口対応というのもあると思いますし、例えばテレワークということになれば、申請のサポートをするに当たって、電話であったりオンラインでその辺を区民の方へ分かりやすくご説明していただけるようなことも取り組んでいかれるのか。

あと、AIチャットボット、今企業などはかなりチャットボットをやって、私なども利用したりするので、今のところ品川区では保育園案内、戸籍住民案内と、あと子ども手当とか新型コロナ。この4件になっていて、令和5年度以降6と数字が入っていますけれども、例えばその総合窓口的な何

を質問しても何か答えてくれて、こちらへご案内みたいな、そういったことも考えているのか。

あと、区民の方からアンケートを取っているか分かりませんが、チャットボットはすごく分かりやすいよとか使い勝手がよかったとか、何かそういうような声があれば教えていただけますでしょうか。

○河西情報戦略担当課長

まず、品川区電子申請サービスの使い方が分からないなどの対応について。こちらに関しては、ヘルプデスクというものがございますので、そちらのほうに連絡いただくか、もしくは、各所管のほうに電話をいただくと。そのときに、もし職員がテレワークしている場合はどうするのというお話があるかと思いますが、そのときにはテレワークをしていても連絡が取れるような手段に関しても、今後研究していこうと考えております。

2つ目、AIチャットボットに関する総合的な窓口のようなもの、今AIチャットボットは、個々それぞれの業務ごとに準備をしているものであります。こちら確かに入り口が1つのほうがいろいろなことを聞いて分かりやすいという意見もあるということも、こちら捉えております。今後、今ちょうどChatGPTというのが出てきておりまして、いろいろなマニュアルを読み込んで、それに回答できるような仕組みというのが出てきておりますので、そういった仕組みを総合窓口として、AIチャットボットに活用できないかというところも今ちょうど研究を進めておりますので、その結果次第、どんどん取り入れるものは取り入れていきたいと考えております。

○えのした委員

ありがとうございました。そうですね。ChatGPT等を使って、よりよい質の高いサービスをしていただければと思います。

○このの委員長

ほかにございますでしょうか。

○山本委員

2回目で恐縮でございますが、1点追加でお聞かせください。デジタル化を大きく進めていただくことにとっても賛成なのですけれども、一方で、先ほどえのした委員からもコメントがありましたが、デジタルが苦手な方へのデジタルデバインドへの十分な配慮も重要なことだと思っております、このデジタル化と併せてこのデジタルデバインド、苦手な方々への配慮をセットで行うことがとても大事だと思っております。

これは一般質問でも申し上げたところなのですが、そういったセットでやるべき。具体的にはシニアスマホ教室を今やっていらっしゃるって、これもやっていただいているのですけれども、これを拡大するですとか、シニアの方だけではなくてシニア以外の方で、デジタルについて、あまりたけていらっしゃる方へ、使いやすくサポートしていくということが大事なのではないかと思っております。

シニアスマホ教室は高齢者地域支援課ですか。所管が別のところでやっていらっしゃるという。これはただ認知症対策とかそういった高齢者の方々へのサポートという意味があるので、やっていらっしゃるということだったのですけれども、これだけデジタル化を推進していくとすると、全庁的にそういった高齢者地域支援課以外にも情報推進課としても進めていただくのがいいのではないかと思うのですが、こちらのところについてもご見解や、もし今進める予定があれば、そういったところを教えていただければ幸いです。

○河西情報戦略担当課長

今、委員おっしゃったとおり、DX推進とデジタル・デバインド対応はセットです。ですので、従来の窓口を残すというのが基本になりますが、できる限りDX、スマホですとかそういったものをうまく利用できるようになっていただくというほうで、我々頑張りたいと思っています。

今の高齢者地域支援課のほうでシニア教室を実施されておりますが、そちらに関しては、どうしても教室数に限って言うと、参加できる人数が、なかなか大人数が参加できない。なので、ある地域のある特定の方に限られてしまうというのがどうしても課題としてございます。そちら、ある一定の人数をそういったスマホ教室みたいな形でデジタル・デバインド対策ができないかどうかということを含めて、我々のほうでも研究してまいりたいと思っています。

○山本委員

ご回答ありがとうございました。ぜひ、デジタル・デバインドへの配慮もセットで進めていただきたいと思っております。要望になりますが、窓口へ来ていただいた方への十分なサポート。これはとても大事ですし、これを進めていただきたいですが、日常的にデジタルサービスを使っていただくに当たっての区民の皆様へのサポート。こういったところの視点を持って、ご検討を進めていただきたいというところでございます。

それから、シニアスマホ教室の拡大には課題があるということで、どうしても数がなかなか難しいということでしたが、一般質問やこれまでの議会でも申し上げていますように、工夫をしながら数を増やせる取組についてもご検討いただきたいというところ。それから高齢者地域支援課と情報推進課でぜひ連携をしていただいて、仕組みづくり等をご検討いただきたいというところでございます。それらぜひ進めていただきたいということで、要望として終わらせていただきます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかになければ、以上で本件を終了し、特定事件調査は一旦これまでといたします。

2 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○こんの委員長

次に、予定表の順番を入れ替えまして、予定表2のその他を行います。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございました。

では、この案のとおり、申し出いたします。

(2) その他

○こんの委員長

次にその他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

特にないようですので、以上でその他を終了いたします。

それでは、これ以降は、当委員会における特定事件調査の中間まとめの検討となりますので、理事者の皆様におかれましては、ご退席いただいて結構でございます。大変にありがとうございました。

1 特定事件調査

(3) 特定事件調査の中間まとめについて

新庁舎等に関すること

○こんの委員長

それでは、最後に、予定表1の特定事件調査、(3)の特定事件調査の中間まとめについて、議題に供します。

前回の委員会に引き続き、特定事件調査の中間まとめを行います。新庁舎等に関することのうち、新庁舎の基本設計についての特定事件調査の中間まとめ（案）につきましては、前回の委員会において、委員よりいただいたご意見および前回の委員会での議論等を踏まえ、改定したものを作成し、事前にお配りしました。

改定箇所は、まず、タイトルにつきましては、「具体的検討事項のまとめ」となっておりましたが、「具体的検討事項の中間まとめ」に修正いたしました。

次に、記書きより上の文章の第2段落目の3行目ですけれども、議論の回数につきましては、「これまで計3回にわたって」となっておりましたが、前回の委員会分を追加し、「これまで計4回にわたって」に修正いたしました。

次に、表面の記書き以下の項目の1番目、項目の題が「区民サービスについて」となっておりましたが、より具体的になるよう、「窓口・相談スペースについて」に修正いたしました。

次に、表面のゾーニング計画についての(1)、「エレベーターについて、来庁者用と職員用・業務用と分けての設置を検討すること」となっていた文章を、「エレベーターについて、来庁者用と職員用・業務用を分けての設置を検討すること」という文章に修正しております。

次に、裏面の1番目、項目の題が「外観計画について」となっておりましたが、意見の趣旨により合うよう、「外構計画について」に修正いたしました。

最後に、表面のゾーニング計画についての(7)および裏面の新庁舎整備基本設計のまとめについての項目と(1)を、委員の主な意見として追記いたしました。

これらの内容を含め、本まとめ案に関してご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○高橋（伸）委員

おまとめいただいて、ありがとうございました。これに沿って、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○こんの委員長

ありがとうございます。

ほかにごありますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○この委員長

ありがとうございます。

それでは、この案のとおりで、議長に提出いたします。ありがとうございました。

以上で、本件および特定事件調査を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、行財政改革特別委員会を閉会いたします。

○午前11時51分閉会